

1. 所得拡大促進税制の見直し（外形標準課税適用法人）

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する法人について、以下の要件を満たす場合に雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除等を反映した額を付加価値割の課税標準額から控除することができます。

(注)雇用者給与等支給増加額＝雇用者給与等支給額－基準雇用者給与等支給額
 なお、国内雇用者、雇用者給与等支給額及び基準雇用者給与等支給額等については、法人税における雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度の計算の例によります。

<要件>

$$\begin{array}{l}
 \text{イ} \quad \frac{\text{継続雇用者給与等支給額 (適用年度)} - \text{継続雇用者比較給与等支給額 (前事業年度)}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額 (前事業年度)}} \geq 3\% \\
 \\
 \text{ロ} \quad \frac{\text{国内設備投資額 ※1}}{\text{減価償却費の総額 ※2}} \geq 90\%
 \end{array}$$

※1 国内設備投資額 …法人が当期において取得等をした国内にある減価償却資産となる資産で当期末において有するものの取得価額の合計額をいう。

※2 減価償却費の総額 …法人の有する減価償却資産につき当期の償却費として損金経理をした金額（前期の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含む。）をいう。

2. 収入金課税方式の見直し（ガス中小事業者）

平成30年4月1日以後に開始する事業年度から、ガス中小事業者（規制料金の対象外で、大規模なLNG基地を保有していない中小規模の事業者）が行う製造及び小売に係る事業について、従来の収入金額課税から通常の課税方式に変更されます。

3. 電気供給業に係る特例措置

平成30年4月1日以後に開始する事業年度から3年間に限り、電気供給業で収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、卸電気取引市場において売却した電気を自ら購入する場合において当該電気の料金として支払うべき金額に相当する金額を追加する課税標準の特例措置が創設されました。

<参考> 平成29年度 税制改正内容

法人事業税の税率改正に伴う負担軽減措置

外形標準課税の拡大により負担増となる法人のうち、事業規模が一定以下（付加価値額が40億円未満）の法人について、平成27年4月1日から4年間に限り、負担増となった税額の一部を軽減する経過措置が講じられます。（平成28年度税制改正により、2年間から4年間に延長）

①要件

事業年度	事業税額
H28.4.1～H31.3.31の間に開始する事業年度	H28.3.31現在の税率を適用した事業税額A < 基準法人事業税額B

②負担軽減措置（事業年度月数が12月の場合）

事業年度	30億円以下	30億円超40億円未満
H29.4.1～ H30.3.31	基準法人事業税額超過額の 2分の1に相当する金額 (B-A) × 1/2	基準法人事業税額超過額に40億円から付加価値額を控除した 額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額 (B-A) × (40億円-付加価値額) ÷ 20億円
H30.4.1～ H31.3.31	基準法人事業税額超過額の 4分の1に相当する金額 (B-A) × 1/4	基準法人事業税額超過額に40億円から3付加価値額を控除し た額を乗じて得た額を40億円で除して得た額に相当する金額 (B-A) × (40億円-付加価値額) ÷ 40億円

※控除額については100円未満切り上げ

<参考>平成28年度 税制改正内容（※税率部分のみ掲載）

1. 法人事業税税率（外形標準課税適用法人）

(1) 法人事業税の平成29年4月1日以後に開始する事業年度の税率

資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人（外形標準課税適用法人）に係る法人事業税各税率。

法人の種類	所得等の区分		税率
	外形標準課税法人 地方税法第72条の2 第1項第1号イに規定 する法人*	所得割	
年400万円を超え年800万円以下の所得金額			0.5
年800万円を超える所得金額			0.7
3以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得			0.7
付加価値割		1.2	
資本割	0.5		

* 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人
（特定目的会社、投資法人、一般社団、一般財団法人を除く。）

2. 地方法人特別税（外形標準課税適用法人）

資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人（外形標準課税適用法人）に係る地方法人特別税の
税率が以下のとおりとなります。

課税標準	税率%
	平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度
法人事業税所得割額	414.2

本件に対する問合せ ⇒ 各県税事務所 法人担当まで

中央県税事務所	043(231)2300	旭県税事務所	0479(62)0772
千葉県税事務所	043(279)7111	東金県税事務所	0475(54)0223
船橋県税事務所	047(433)1278	茂原県税事務所	0475(22)1721
松戸県税事務所	047(361)2279	館山県税事務所	0470(22)7117
柏県税事務所	04(7147)8743	木更津県税事務所	0438(25)1110
佐倉県税事務所	043(483)1114	市原県税事務所	0436(22)2171
香取県税事務所	0478(54)1314		

<http://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/jimusho/index.html>